

「年休失効のおそれがある事態」 に対する緊急申し入れ！！

JR東海労幹関西地「申」第20号
2017年3月3日東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山隆幸殿JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博大阪第一運輸所、大阪第二運輸所における
「年休失効のおそれがある事態」に対する緊急申し入れ

大阪第一運輸所、大阪第二運輸所において、このまま推移すれば年度内に年休が失効する組合員が多数いる。

年度内で年休が失効する組合員はこれまで繰り返し年休申請をしてきたが、会社の時季変更により、年度内で年休が失効する事態になった。したがって、もし年休が失効する事態になればその全責任は会社にある。

よって、年度内で年休が失効するおそれがある組合員の3月勤務上の年休申請については、年度内で年休が失効することがないように、勤務確定時（勤務5日前）には必ず年休を付与するようにされたい。

もし、そのような対処をせず、組合員の年休が失効する事態が発生した時は、その責任の所在を明確にするために、あらゆる方策をもって対処する事を明らかにする。

記

- 1.このままの現状を放置すれば、多くの組合員が年休を失効する事態が発生する。
失効する組合員の年休申込みに対して、全てを取得させること。

以上

「休日指定予定日の公表と休日出勤」 に関する申し入れ！！

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 1 号
2 0 1 7 年 3 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社

支 社 長 大 山 隆 幸 殿
J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執 行 委 員 長 小 林 國 博

「休日指定予定日の公表と休日出勤」に関する申し入れ

今年1月、主に車両所の各職場に「休日指定予定日公表の廃止について」なる掲示物が出された。その内は、1. 休日予定日公表の廃止について 2. 休日勤務の申込みについての二点が記されていた。

組合はこの間繰り返し主張している通り、休日指定予定日の公表は、2000年10月の協約改定時に会社が提案し組合との交渉後に、2001年4月から現在まで約16年間に渡って運用されてきた「労使慣行」であり「既得権」である。このようなルールを、会社の都合で一方的に廃止することは違法行為である。

この度の会社の行為によって職場では「年休が申し込めない」「これは休日勤務の奨励・強要である」と多くの社員が混乱している。

よって、以下の対処をせず、職場の混乱を放置するようであれば、その責任の所在を明確にするために、あらゆる方策をもって対処することを明らかにする。

記

1. 「休日指定予定日公表の廃止」を撤回し、今まで通り前月10日を目途に休日予定日を公表すること。
2. 「休日勤務」に際しては、奨励・強要を行ないこと。

以 上

ユニオン・国労組合員の皆さん

声をあげていきましょう！